



第2次発展強化計画

～安定した事業経営確立のための指針～



【基本理念】平成25年4月1日制定

私たちは、地域福祉を推進するために、地域の皆さんや関係機関と協力しあい、「誰もが幸せに」暮らせる福祉の村づくりを目指します。

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会

目 次

1. 計画の目的及び背景	1
2. 計画期間	1
3. 計画策定の手法	1
4. 計画修正の取扱い	2
5. 計画の実行及び評価の取り組み	2
6. 計画の総括評価	2
7. 組織運営方針	2
8. 財務運営方針	4
9. 各事業部門の課題	6
法人運営部門	6
地域福祉部門	7
学童保育部門	7
昭和の湯部門	7
介護保険部門	8
障害福祉部門	9
在宅福祉部門	9
10. 各事業部門の経営戦略	9
法人運営部門	9
地域福祉部門	10
学童保育部門	10
昭和の湯部門	10
介護保険部門	10
障害福祉部門	11
在宅福祉部門	11
11. 参考資料集	13

1. 計画の目的及び背景

昭和村社会福祉協議会は、昭和43年に昭和村役場庁舎内に事務所を置き任意団体として発足しました。そして、平成元年に社会福祉法人を設立し、家庭奉仕員の派遣や移動入浴を主に事業を展開してきました。

平成8年に事務所を昭和村総合福祉センター内に移転し、福祉センター昭和の湯やデイサービスセンターの運営を昭和村から受託し、平成9年には各種福祉団体の事務局として地域福祉の推進に取り組んで来ました。

平成12年からは介護保険サービス事業を展開し、その後介護予防を目的としたふれあい館や学童保育の運営等も受託し事業拡大を図って参りました。

一方、社会情勢としては、少子高齢化の進行や家庭環境の変化、長引く景気の低迷や地域住民の繋がりの希薄化、また異常気象等による自然災害への対応など近年における社会福祉を取り巻く環境は大きく変容し、求められる期待や活動も大きくなってきております。

このような社会情勢の中、地域福祉の推進を使命とする社会福祉協議会の役割についても、「誰もが幸せに」暮らせる福祉の村づくりを進めるために、様々な地域福祉活動への地域住民の参画を根底に行政や関係機関、関係団体、福祉施設等とさらなる連携を図り地域の福祉力向上を図るための効果的な福祉活動の展開が期待されております。

昭和村における地域福祉推進の中核を担う社会福祉協議会はこのような福祉課題に対し公共性の高い民間組織としての立場を活かしながら迅速かつ柔軟に取り組むためには法人としての組織及び経営基盤の強化が必須であり、また様々な法人内部の課題を整理しその解決を建設的に図って行く必要があります。

この計画は、社会情勢の変化に合わせて法人の事業経営、経営のビジョン、目標を明確にし、その実現に向けた組織、事業、財務等に関する具体的な取り組みを明示し、社会福祉協議会の役職員が同じ意識の中で法人の運営と事業展開を進めていくものです。

2. 計画期間

計画の期間は、平成28年4月1日～平成33年3月31日の5カ年とします。

3. 計画策定の手法

第1次計画（平成23年4月1日～平成28年3月31日）を評価し、多くの役職員の計画策定への参画及び理解が不足していることが明らかになりました。第2次計画に関しては全役職員の策定への参画を図るため全役職員に対してアンケート調査を実施し、現在の法人内部環境及び外部環境による様々な課題を整理しました。

4. 計画修正の取扱い

社会情勢の著しい変化及び法令の改正等により計画に修正が必要となった場合には軽易な修正を除き理事会の議決を要するものとします。なお、修正があった場合には評議員会にその内容を報告致します。

5. 計画の実行及び評価の取り組み

計画を適格に実行するため計画実行推進本部を設置します。この本部は会長及び事務局管理職員で組織をし計画の実行を推進します。また、具体的な改善を実行するために検討会議を除く職員の中から各項目毎に実行担当者を決めます。ただし、検討会議において実行することが望ましいと認められる項目に関しては当該検討会議により進めます。担当者は本部の指示により広く職員の意見を聴取しながら具体的な改善計画を立案します。計画策定後の評価は検討会議（計画策定後は計画評価会議に改める。）において行いその内容を年に1回以上正副会長会議に報告をします。

6. 計画の総括評価

発展強化計画を総括的に評価するために理事会及び評議員会に計画期間最終年度にその実行内容を報告します。

7. 組織運営方針

（1）運営の方針

- ①運営の透明性と中立性、公平さを確保するとともに、情報公開や説明責任を果たし地域に開かれた社会福祉協議会を目指します。
- ②事業の費用対効果の把握など適切な事業評価を行い、効率的かつ効果的で自立をした経営を目指します。
- ③高潔な倫理観を持って法令を遵守し、信頼される社会福祉協議会を目指します。

（2）組織体制

社会福祉協議会は「住民主体の原則」に基づき、住民代表、社会福祉事業者や行政関係により構成されているコミュニティ型の組織であることが存在意義となっています。このことは、社会福祉協議会の役員・評議員構成に表れており、理事会や評議員会での決定事項は、地域住民や福祉関係者の意思の表れとして公益的な団体としての社会福祉協議会の透明性と中立性、公平さを担保しています。

①役員体制

[理事会]

主要な構成組織、団体や学識経験者から選出されたメンバーで構成され、社会福祉協議会の業務の決定を行います。理事会は、社会福祉協議会活動の正否を決するものであり、理事として誠実に職務を果たす人材を選出します。

[監 事]

監事は、社会福祉協議会の業務執行状況及び財産の状況を監査します。監事は、社会福祉事業や社会福祉法人会計を理解し客観的に評価出来る人材を選出します。

②評議員会

社会福祉団体や住民自治組織、関係機関等から選出されたメンバーで構成され、法人の業務や財務状況又は役員の選任など法人の重要事項を決定します。評議員会は重要な議決機関であり、評議員は実質的にその役割活動を担える人材を選出します。

③事務局

社会福祉協議会の運営及び事業展開に必要な員数を事務局職員として採用し配置をしています。

役 職 名	業務内容	職務内容	決裁権	区 分
事務局長	事務局の総括	管理者	有り	管理職
事務局次長	事務局長の補佐	管理者		
係長	係の総括	管理者		
主査	特に困難業務に従事	現場責任者	無し	一般職
主任	困難業務に従事	担当者		
主事	業務に従事	担当者		
主事補	業務に従事	担当者		
嘱託職員	業務に従事	担当者		
臨時雇用職員	業務に従事	担当者		
非常勤雇用職員	業務に従事	担当者		

事務局長及び事務局次長を除く職員を総務地域係又は在宅福祉係の2係に配属をしています。事業内容が多種多様化する中で迅速かつ柔軟で組織的な業務運営を図るために必要に応じて各役職の員数の整理や事務局組織の見直しを行います。

[総務地域係] 法人運営部門、地域福祉部門、学童保育部門、昭和の湯部門

[在宅福祉係] 介護保険部門、障害福祉部門、在宅福祉部門

④会議等

区 分	内 容	根 拠	構 成 員
理事会	法人運営の意思決定機関	定款	理事
評議員会	法人の重要事項の決定機関	定款	評議員
正副会長会議	日常業務の重要事項の協議機関	要綱	正副会長・管理職
専門委員会	法人の専門事項の諮問機関	規程	委員

区 分	内 容	根 拠	構 成 員
賞罰委員会	職員の懲戒処分の協議機関	規則	理事・職員
〇〇係会議	事務局係内の業務調整機関		係員
職員会議	事務局全体の情報共有機関		正規・嘱託職員
指導員会議	学童指導員間の業務調整機関		指導員・担当者
ミーティング	事業所毎の業務調整機関		関係職員
〇〇検討会議	法人の特定案件を調整する機関		関係職員
防災会議	災害対応の協議機関	マニュアル	会長・管理職

法人及び事務局業務運営を適正かつ効果的・効率的に行うために様々な会議が設置されています。事務局内部の会議については必要に応じて整理をし、その機能及び構成員についても検討をします。

8. 財務運営方針

(1) 収入財源の現況

収入財源は、構成員や住民からの会費・寄附金・共同募金配分金などの「民間財源」、補助金収入・受託金収入などの「公費財源」、介護保険収入・学童保育料収入・昭和の湯入館料などの「事業収入財源」を主な財源としています。とりわけ事業収入財源の占める割合が大きいのが昭和村社会福祉協議会の特徴です。

(2) 支出の現況

支出については、役員報酬や職員給与、法定福利費などの「人件費支出」、法人運営上必要となる経費などの「事務費支出」、事業運営上必要となる車両費や水道光熱費、燃料費などの「事業費支出」が主な内容です。人件費支出と事業費支出が支出全体の大半を占めています。

(3) 近年の収支決算状況

平成25年度が約△580万円、平成26年度が約△230万円と2期連続での赤字決算となっています。利益を追求しない非営利法人である社会福祉協議会であっても大きな赤字を継続することは望ましくありません。適正な法人運営を図るためにも収支のバランスを保っていく必要があります。

(4) 経営戦略

上記のとおり適正な法人運営を図るためにも収支のバランスを保つことがとても重要です。ですが、支出割合の高い人件費支出や事業費支出を削減すれば良いわけではありません。人件費支出の削減は職員の意欲動機の低下を招き、事業費支出の削減は福祉サービスの低下に繋がりがかねません。毎年度の予算に必要な支出経費及び建設的な予算配分をしつつも無駄を省き、また事業収入等の収入財源の確保に向けた取り組みが必要です。具体的には次の事項に積極的に取り組み

将来的に安定をした財務運営が図れるよう努めます。

[収入財源]

①既存事業収入財源増加への積極的な取り組み

昭和の湯、学童保育、介護保険サービスなど全ての事業収入財源となる事業の再点検を行うとともに利用者数の増加が図られるようサービスの質の向上に努めます。

[目標値]平成27年度決算値 0.5%増

②新たな事業収入財源の確保

昭和村シルバー人材センターの効果的な事業展開、村内公の施設等への新たな自動販売機の設置など新たな財源が確保出来るよう努めます。

[目標値]純利益で 50万円増

③保有財産運用による利益収入の充実

福祉基金の金融機関への預け入れ以外の安全な方法による運用も検討しながら運用利率を高めます。

[目標値]平成27年度決算数値 10%増

④民間財源の充実及び公費財源の増額要望の徹底

地域福祉の推進業務に事業収入財源は生じません。必要となる人件費や事業経費は民間財源及び公費財源に頼ることになります。民間財源の充実を図るためには社会福祉協議会活動の理解を深めて頂くとともに共同募金運動に関しても積極的に支援をし募金額の増額に努める必要があります。また、公費財源については地方自治体の財政の厳しさもあり大幅な増額は望めないものの必要な経費についてはしっかりと説明をし増額要望をしていきます。

[目標値]民間財源…平成27年度決算数値 5%増

公費財源…平成27年度決算数値 10%増（既存補助・受託事業のみ）

⑤新たな介護保険サービスの事業展開による収入財源の検討

今後も高齢化の進行や団塊の世代の後期高齢者への移行など村内においても介護保険サービスのニーズは高まることが予想されます。既存の介護保険サービスの充実はもちろんのこと新たな事業展開も視野に入れ積極的に検討をします。

[支出予算]

①人件費支出の伸び幅の抑制

労働への意欲動機低下を招かないよう基礎的な給与を削減することは望ましくありません。逆に適正な人事評価による給与増及び非正規職員の処遇改善は必要不可欠です。これらの財源を生み出すため業務の効率化を図るとともに事業所毎の営業日に合わせた勤務形態を整えるなど時間外労働の抑制を図るための労働環境の整備を進めます。

②事業費支出の削減

サービスの向上を念頭に必要な経費は計上しなければなりません。サービス向上を図る計画的な予算はもちろん突発的な事案にも迅速に対応出来る予算が必要です。これらの財源を生み

出すためにも多額の支出予算を要する水道光熱費及び燃料費の使用量は常に意識をする必要があります。また、備品購入や修繕等においては複数業者の競争による契約を徹底することにより支出の削減に努めます。

(5) 経営方針

前記のことを踏まえ将来的にも安定をした経営が図れるよう今後5年間の総合的な方針として

- ①全役職員が財務運営を理解するための取り組み
- ②主要事業の目標値の設定及びその達成に向けた積極的な取り組み
- ③計画期間中を総合した収支の健全化（具体的数値は資産総額＋１０）
- ④「無駄なし」実行計画の策定
- ⑤民間財源の有効活用（助成事業など）
- ⑥不採算事業内容の見直し を掲げ実践します。

9. 各事業部門の課題

[法人運営部門]

法人全体を管理する最重要な部門となります。理事会、評議員会及び監事会や専門委員会の運営や役職員の人事・労務並びに財務管理を行います。多くの権限と情報が集中する部門であることから適正な人員を配置し各部門の管理や情報発信及び情報共有が図れるよう機能することが求められます。また、非正規職員の多くが自身の処遇及び将来に不安を抱きながら業務にあたっていると職員の中には有給休暇はもちろん代休の取得すら出来ない職員もいることから引き続き非正規職員の処遇改善を図りながら業務の効率化及び事業所の営業等に合わせた柔軟な勤務形態の確立も前向きに推進することが重要です。さらに職員間のコミュニケーション及び福利厚生の実を充実を進め職員がやりがいを持って業務出来る環境の整備が必要となっています。

○課 題

- (1) 理事会、評議員会の効率的な運営
- (2) 新任役員とその役職及び会議機能の理解
- (3) 非正規職員の処遇改善
- (4) 職員の福利厚生の実、実費弁償、労働環境の整備
- (5) 事務局組織、会議機能等の見直し及び管理職業務の整理
- (6) 役員報酬の見直し
- (7) 主たる事務所の継続確保
- (8) 将来的に安定をした経営改善
- (9) 役職員の法人運営に対する理解の充実及び情報共有
- (10) 適正な人事及び財務管理
- (11) 法人全体のPR活動のさらなる充実

[地域福祉部門]

社会福祉協議会の使命である地域福祉を推進する部門となります。各種福祉団体の活動支援や小地域福祉活動、見守り支援事業の推進に加えて住民参画による地域福祉活動計画の策定によりさらなる地域福祉の充実が求められます。社会情勢を注視しながら様々な福祉課題に対応するための体制づくりが急務となります。新たにボランティアセンターの設置運営とシルバー人材センターの設置運営も加え村民に喜ばれる地域福祉活動の展開が必要です。

○課 題

- (1) 関係機関との連携強化及び新たな組織の設立検討
- (2) 災害時のボランティア受入等の支援活動
- (3) ボランティアセンターの充実
- (4) 村民、福祉関係者及び各種団体を対象とした研修会等の開催
- (5) 生活困窮者世帯を対象とした支援活動
- (6) 障がい者（児）が参加出来る社会体験学習等の支援
- (7) 地域福祉活動の村民等に対する周知PR
- (8) 地域包括ケアシステム（総合事業）への対応
- (9) 地域福祉活動事業の整理
- (10) 地域福祉活動推進のための補助金の充実

[学童保育部門]

昭和村公の施設指定管理者として村内3カ所（南・東・大河原）の学童クラブを運営する部門です。第2種社会福祉事業として位置づけられるこの事業は放課後児童の健全育成を目的としています。保護者の労働と子育ての両立を支援する事業として利用児童も増加傾向にあり村民からも必要とされていることから引き続き保護者や学校等の関係機関との連携を密にしながら児童の安心安全を第一に魅力ある学童クラブの運営を進めることが重要です。

○課 題

- (1) 現場指導員と事務局との情報共有及び連携
- (2) 指導員間のコミュニケーションの充実
- (3) 特別な支援を必要とする児童に対する専門職との連携
- (4) 保育マニュアルの有効活用
- (5) 利用児童数に応じた保育スペース及び指導員体制の確保
- (6) 必要に応じた施設設備の整備

[昭和の湯部門]

昭和村公の施設指定管理者として昭和の湯を運営する部門です。公益事業として村民の憩いの

場を提供することを目的に運営をしています。近年、多くの日帰り温泉施設が充実をし、また施設設備等も開館以来約20年が経過していることから経営は常に厳しいものとなっています。また、福祉センターであることから村民に対し低額での提供であるとともに施設内で飲食業を営んでいないことから今後も厳しい経営が予想され、法人全体の経営に与える影響も懸念されます。少しでも経営改善を図るためには利用者数の増加と村への補助金要望及び経営移管も視野に入れた協議が必要です。

○課 題

- (1) 昭和の湯の経営主体の見直し検討
- (2) 施設内外の清潔保持の徹底
- (3) 燃料費及び水道光熱費の使用量増加の抑制
- (4) サービスの向上及び増収への積極的な取り組み
- (5) 各種イベントや機器類操作の情報共有
- (6) 計画的な施設設備の整備
- (7) 村の昭和の湯経営に対する理解と補助金の要望

[介護保険部門]

県の事業所指定を受け運営をし法人全体の収入の大半を占め経営基盤を支える重要な部門です。度重なる制度改正により報酬単価の減額が続き以前のような事業収入は見込めないものの引き続き利用者数の増加を図りながら収入確保に努める必要があります。また、家族の意向や関係機関との調整を踏まえながら利用者本位で質の高いサービスを提供することが重要です。なお、通所介護（デイサービスセンター）に関しては昭和村公の施設指定管理者として運営をしていることから引き続き施設運営を任せてもらえるような経営と、全ての事業所が介護保険制度改正に柔軟かつ適正に対応出来る組織体制の確立も必要です。

○課 題

- (1) 既存サービス内容の定期的な点検及びサービスの維持向上
- (2) 宿泊サービスの導入又は新設の検討
- (3) 事業所の営業日を踏まえた柔軟な勤務体制の確立
- (4) 専門職としての資質の向上
- (5) 職員間のコミュニケーションの充実
- (6) 後継者の育成及び人材確保
- (7) 段階的な施設設備の拡充及び充実
- (8) 専属の管理職を配置しての柔軟かつ迅速な業務対応
- (9) 事業収入増加の取り組み（新たな加算の取得など）
- (10) 法令遵守の徹底
- (11) 計画的な車両の入れ替え

[障害福祉部門]

県の事業所指定により運営をするとともに村からの委託事業を行う部門です。それぞれの障害の特性を把握しその利用者にあった対応をするためにも専門的な知識と技術の習得が必要となります。今後も利用者数の増加が予想されるため、事業所として必要に応じた対応が出来る体制の整備が重要です。

○課 題

- (1) 村内の障害者支援の現状と課題の把握
- (2) 利用者の意向に沿った柔軟に対応出来る体制整備
- (3) 職員の心労等の負担軽減
- (4) 法令遵守の徹底
- (5) 専属の管理職を配置しての柔軟かつ迅速な業務対応
- (6) 村や相談支援センター等関係機関との連携強化及び情報共有

[在宅福祉部門]

在宅生活を継続するうえで必要な介護保険外のサービスを提供する部門です。村からの委託事業や社協独自の事業を実施することにより在宅生活の継続や家族介護者の負担軽減及び情報提供、安否確認などを目的としています。大半の事業が他の事業所と一体的に実施をするまたは他の職員が兼務をしての事業実施であることから大幅な利用増には柔軟に対応出来ないため可能な限り村民や利用者のニーズに対応出来る体制の整備が必要です。

○課 題

- (1) 柔軟に業務対応出来る体制の整備
- (2) 介護保険サービス外の新規事業の検討
- (3) 事業内容の見直し及び整理

10. 各事業部門の経営戦略

前記の課題を改善し適正な法人運営及び安定した財務運営を図るとともに職員の意欲動機を高めながら効率的かつ効果的に業務運営が進められるよう努めることにより、地域福祉の推進並びに地域住民の福祉向上を目指します。

[法人運営部門]

◇基本目標

「地域に親しまれる団体として適正で開かれた法人の運営を組織的に行います」また、法人全体を管理する部門として財務運営方針を進めるために各部門との調整を図り適正な事業運営に努めます。

[地域福祉部門]

◇基本目標

「地域住民主体による地域福祉を推進するために、地域の皆さんの参加・協力による助け合い、支え合いの福祉活動を展開します」また、地域福祉推進の主要部門として、財務状況を踏まえ、事業の効率化・適正化を図りながら地域福祉活動を展開します。

[学童保育部門]

◇基本目標

「児童や家庭に対しわけへだてなく保育を行い、豊かな愛情を持って接し児童の健全育成に努めます」また、村から指定管理を受けて運営をしている事業として企業努力を図りながら児童の健全育成を進めます。

◇目標数値

1ヵ月実児童数 125人 年間事業収入 12,500千円

[昭和の湯部門]

◇基本目標

「利用者の意見や社会の変化に合わせて柔軟で迅速な対応を行い、皆に愛される施設を目指します」また、村から指定管理を受けて運営している事業として企業努力を図りながら老若男女問わず親しまれる施設を目指します。

◇目標数値

年間入館者数 10万人 年間事業収入 35,000千円

[介護保険部門]

◇基本目標

「法令を遵守しながら、要介護者・要支援者及びご家族の方々との信頼関係を大切にして、利用者個々のニーズに適切に対応したサービス提供を目指します」また、在宅福祉系の主要部門として利用者本位の質の高い支援を行い、住み慣れた地域の中で安心して生活していけるようサービスを展開します。

○居宅介護支援事業

◇基本目標

「利用者及びご家族の要望を確認したうえで、専門職として個々のニーズに答えられ、残存機能の維持向上に繋がるプランの提案を目指します」また、要介護者及び要支援者の施設入所や要介護状態の悪化を防止し、安心・安全な在宅生活を継続できるよう取り組みます。

◇目標数値

1ヵ月請求件数 118件 年間事業収入 18,700千円

○訪問介護事業

◇基本目標

「居宅にて安心安全に活動できる環境づくりと利用者及びご家族のプライバシーにも留意しながら、信頼されるサービス提供を目指します」また、利用者との信頼関係を大切にして、要介護者及び要支援者がその状況にあった環境の中で安心して生活していけるよう取り組みます。

◇目標数値

1ヵ月実利用者数 40人 年間事業収入 11,400千円

※一体的に行う事業（障害福祉サービス、生活支援型訪問家事援助事業、ケア輸送サービス事業）を含めた数値とする

○通所介護事業

◇基本目標

「利用者の個別化を意識しながら、個々のニーズや要望に応えられるサービス提供を目指します」また、利用者との関係性を大切にして、個別的かつ集団的な活動を基に、要介護者及び要支援者が安心して在宅生活を送れるよう取り組みます。

◇目標数値

1日平均利用者数 30人 年間事業収入 69,000千円

○訪問入浴介護事業

◇基本目標

「利用者個々のニーズに柔軟に対応できるサービス提供を目指します」また、利用者との信頼関係を大切にし、要介護者が、身体清潔保持により快適な生活を継続できるように取り組みます。

◇目標数値

年間事業収入 500千円

[障害福祉部門]

◇基本目標

「利用者個々のニーズを的確に把握し、そのニーズに合わせたサービス提供を目指します」また、障害者や障害児の方が、住み慣れた地域の中で安心して生活していけるよう、専門的な知識と技術の取得を目指します。

[在宅福祉部門]

◇基本目標

「関係機関との連携を密にしながら、社会福祉協議会として地域住民に信頼されるサービス提

供を目指します」また、各事業のニーズとサービス内容を確認しながらさらなる充実が図れるよう取り組みます。

○参考資料集

○人口及び高齢者数等の推移（外国人は含まない）

年 度	人 口	65歳以上	75歳以上	高齢化率	認定率
平成23年度	7,685人	1,972人	1,196人	25.7%	17.8%
平成24年度	7,598人	1,960人	1,189人	25.8%	18.2%
平成25年度	7,476人	1,988人	1,174人	26.6%	18.8%
平成26年度	7,449人	2,047人	1,136人	27.5%	18.0%
平成27年度	7,339人	2,096人	1,149人	28.6%	19.5%

※認定率は65歳以上の要介護・要支援認定率

○生活保護世帯・一人暮らし高齢者・児童扶養手当受給者数の推移

年 度	生活保護世帯			一人暮らし 高齢者	児童扶養手当 受給者
	世帯数	人 員	施設入所数		
平成23年度	8件	11人	1人	163人	57件
平成24年度	6件	8人	0人	161人	55件
平成25年度	6件	8人	0人	151人	58件
平成26年度	7件	7人	0人	163人	64件
平成27年度	6件	6人	0人	166人	65件

○障害者手帳所持者数の推移

	身体	うち児童	療育	精神
平成23年度	335人	6人	56人	11人
平成24年度	325人	4人	57人	17人
平成25年度	328人	4人	56人	11人
平成26年度	337人	4人	58人	24人
平成27年度	351人	4人	57人	15人

○要支援・要介護認定者数の推移

年 度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
平成23年度	21人	57人	73人	55人	61人	56人	40人	363人
平成24年度	21人	45人	87人	60人	58人	60人	41人	372人
平成25年度	27人	40人	83人	61人	68人	60人	51人	390人
平成26年度	23人	43人	76人	74人	59人	57人	54人	386人
平成27年度	29人	46人	92人	85人	51人	66人	57人	426人

○小学校児童数の推移（東小学校）

年 度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援	計
平成22年度	31人	23人	22人	23人	26人	18人	1人	144人
平成23年度	21人	31人	23人	22人	23人	27人	1人	148人
平成24年度	16人	21人	31人	23人	22人	24人	1人	138人
平成25年度	20人	16人	20人	31人	24人	23人	2人	136人
平成26年度	15人	19人	16人	20人	30人	24人	2人	126人

○小学校児童数の推移（南小学校）

年 度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援	計
平成22年度	30人	42人	36人	44人	39人	32人	2人	225人
平成23年度	37人	29人	45人	38人	45人	40人	2人	236人
平成24年度	29人	37人	30人	43人	38人	45人	4人	226人
平成25年度	33人	29人	39人	29人	44人	38人	4人	216人
平成26年度	26人	33人	28人	38人	30人	44人	5人	204人

○小学校児童数の推移（大河原小学校）

年 度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援	計
平成22年度	19人	8人	9人	11人	10人	6人	1人	64人
平成23年度	8人	18人	8人	9人	11人	10人	1人	65人
平成24年度	10人	8人	18人	8人	9人	11人	1人	65人
平成25年度	20人	10人	8人	18人	8人	9人	1人	74人
平成26年度	9人	20人	10人	8人	18人	8人	1人	74人



(平成28年3月)

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会

群馬県利根郡昭和村大字糸井 624 番地

TEL:20-1126 FAX:24-5161

E-mail showa-shakyou.1.10.2@bz01.plala.or.jp

HP アドレス <http://www.showa-shakyo.jp/>